

第1 甲の罪責

1(1) 甲は、本件建物を全焼させた行為につき、現住建造物等放火罪(刑法(以下、法文名略)108条)が成立するか。

(2)ア まず、「現に人が住居に使用」する建造物とは、犯人以外の人が起臥寝食の場所として日常使用する建造物のことをいい、本件の場合、甲の妻 B が居住していたことから、本件建物は「現に人が住居に使用」する建造物に当たる。

イ また、甲は、新聞紙を棒状に丸めて火をつけ、これを本件建物の車庫の中に投げ込んでおり、「放火して」といえる。

ウ そして、火は新聞紙という媒介物を離れて、車庫から本件建物へと燃え移り、本件建物は全焼するに至っていることから、独立して燃焼を継続し得る状態に達していたとして、本件建物は「焼損」したといえる。

(3) よって、現住建造物放火罪の客観的構成要件は充足される。

(4) もっとも、甲は、B の不在時期をねらって、本件建物の放火行為に及んでいるが、このことは現住性に対する故意を阻却するものとはならない。

(5) したがって、甲のかかる行為には現住建造物放火罪が成立する。

2(1)ア 甲は、本件建物内にいた B を放火により死に至らしめているが、これに過失致死罪(210条)が成立するか。

イ 過失とは、予見可能性を前提とする結果回避義務違反をいう。本件の場合、外出していた B が、甲の犯行時に本件建物内にいることは、本件建物が B の自宅でもあることを鑑みれば、外出後に出戻りすることは必ずしも否定できず、予見可能性があったといえる。

よって、そうであるにもかかわらず、本件建物に放火をして B を死に至らしめた行為は、結果回避義務に反するものである。

ウ したがって、甲のかかる行為につき過失致死罪が成立する。

3(1) 甲は、現場検証の担当であった乙が、自身を見逃してくれた謝礼として、200万円を供与しているが、当該行為につき贈賄罪(198条)が成立するか。

(2)ア 本件では、甲は、警察官である「公務員」乙に200万円の「賄賂を供与し」ている。

イ もっとも、当該賄賂については、公務員の一般的職務権限に含まれる職務行為との間で対価関係が認められなければならない。すなわち、ここでは、甲乙間では、A市警察署に属する乙の職務の対価について、利益の授受が行われるに至ったが、実際に金銭授受が行われた時点では、既に乙が一般的職務権限を異にする警察庁に転籍した後であるため、前述の対価関係が認められるかが問題となる。

しかし、転職の前後を通じて、乙が公務員であることはおよそ変わらないため、転籍前のA市において担当していた犯罪捜査に関わる職務に関して賄賂を収受すれば、収受の時点において、乙が、一般的職務権限の外にある職務の従事している場合であっても、乙には収賄罪が成立すると考えるべきである。

ウ よって、乙に収賄罪が成立する以上、甲による賄賂は乙の一般的職務権限に含まれ

る職務行為との間で対価関係が認められると解される。

(3) したがって、甲には贈賄罪が成立する。

4(1) 甲の保険金を詐取した行為につき詐欺罪(246条1項)が成立するか。

(2) 同罪の成立要件は、①欺罔行為、②①に基づく錯誤、③処分・交付行為、④財産的損害の発生である。

(3)ア 本件では、甲は、自身が放火した本件建物についてあたかも事故を装って、C社に対し火災保険金の支払方を請求していることから、欺罔行為が認められ、実行に着手したと言える。

イ(ア) もっとも、丙は、当該請求が不正請求であることを見破っており、丙は錯誤に陥っていない。すると、甲には詐欺未遂罪(250条、246条1項)が成立するように思える。

しかし、本件の場合、甲に恩義を感じていた丙が機転を利かし、業務部長Dをして正しい請求であると誤信させて、甲が意図した通りの犯罪を完成させるに至っている。そうすると、甲は丙を欺罔したにすぎず、甲の犯行の大部分は、丙が片面的にひとりで行ったものであり、甲の行為の正犯性が問題となる。

(イ) ここで、そもそも甲が想定していた行為は、丙をして当該請求をDによる決裁を得させるものであり、丙の背後に隠れた行為として、間接正犯類似の形態であると言える。もっとも、被利用者が道具として行動していない状況下に至った場合は、利用者が当初有していた正犯性は、結果に至るまで持続・維持することはできず、利用行為は既遂に達することはないと考えられる。つまり、そのような場合では、実際に利用者が被利用者に与えた影響を考慮して、未遂犯あるいは教唆犯のいずれかが成立すると解するのが相当である。

(ウ) 本件では、丙が不正請求であると気づいて、後は独自の意思で行動して不正部分を補正し、正当な請求であるように装ってDに書類を回し手続を進めさせていることから、もはや甲の正犯性は失われたと言える。そして、甲の実行行為は、未だ欺罔行為という被利用者に心理的影響を与える行為の段階にあるに過ぎないとして、教唆犯にあたる事実を実現したと解するべきである。

(エ) よって、甲の行為は、詐欺罪の教唆犯の構成要件に該当すると言える。

(4)ア もっとも、甲は詐欺罪の故意のもと当該行為に及んでいることから、認識事実と構成要件該当事実との間で齟齬が生じている。すると、甲の教唆犯の故意は阻却されるようにも思える。

イ しかし、故意責任の本質は、反対動機の形成可能な規範に直面していたにも関わらず、行為に及んだことに対する非難である。そして、規範は構成要件の形で類型化されている以上、認識事実と発生事実との間で重なり合いがある以上、故意責任を問うことができると考えるべきである。

ウ よって、本件では、詐欺罪と詐欺罪の教唆犯では、実行行為に及んでいるかどうかの違いがあるにすぎず、詐欺罪の教唆犯の範囲で重なり合いがあると言える。

(5) したがって、甲には詐欺罪ではなく、同罪の教唆犯が成立する。

5 罪数

甲には、㉗現住建造物放火罪、㉘過失致死罪、㉙贈賄罪、㉚詐欺罪の教唆犯が成立する。㉗と㉘はひとつの放火行為から引き起こされたものであり、観念的競合(54条1項前段)の関係となる。また、㉗㉘と㉙と㉚のそれぞれの関係は併合罪(45条)となる。

第2 乙の罪責

1 上記で述べた通り、警察官乙は、「公務員」であるにもかかわらず、甲からの賄賂を受け取っている。そして、当該賄賂については、乙が不正行為を行った上での受取りであるから、加重収賄罪(197条の3)が成立する。

2 また、現場検証の担当であった乙は、甲が本件建物を放火した犯人であることに気づいていながら、甲を見逃している。これは蔵匿以外の方法により官憲による発見・逮捕を免れしめるべき一切の行為と言えらるから、「隠避」に当たる。よって、乙の当該行為につき犯人隠避罪(103条)が成立する。

3 罪数

乙には、加重収賄罪と犯人隠避罪が成立し、両罪は併合罪となる。

第3 丙の罪責

1(1) 丙は、甲への恩返しのために、甲に保険金が下りるように手続を進め、C社に3500万円の損害を発生させた行為に背任罪(247条)が成立するか。

(2)ア 本件では、C社の従業員である丙は、保険金請求に関して、業務部長Dによる決裁に回すよう手続きを踏むことができる地位にあることから、「他人のためにその事務を処理する者」に当たる。

イ また、丙は、甲への恩返しのために、甲に保険金が下りる手続を行っていることから、「第三者の利益を図り」に当たる。

ウ 本来であれば、保険契約者または被保険者が故意で生じさせた損害に対しては、保険金が支払われないにもかかわらず、丙は、甲の不正請求を知りながらも支払手続を進めており、「任務に背く行為」をしていると言える。

エ そして、甲には、C社から保険金3500万円が支払われているため、丙は、「本人に財産上の損害を加えた」と言える。

オ さらに、丙には、甲への恩返しという第三者の利益を図り、C社に損害が生じるという認識のもと当該行為に及んでいることから、図利・加害目的も認められる。

(3) よって、丙には背任罪が成立する。

2 また、前述の通り、甲の欺罔行為に気づいた丙は、甲が予定した犯行を自ら遂げており、Dをして甲の不正請求を認めさせた行為につき、詐欺罪も成立する。

3 罪数

丙には、㉗背任罪、㉘詐欺罪が成立する。両罪ともに財産犯的性格を有し、刑の軽重の点から、㉗は㉘に吸収され、包括一罪となる。

以上